

報告第17号

令和5年9月1日

北九州市議会議長 鷹木 研一郎 様

北九州市長 武内 和久

令和4年度北九州市内部統制評価報告書について

地方自治法第150条第6項の規定に基づき、令和4年度北九州市内部統制評価報告書を、監査委員の意見を付けて、次のとおり報告します。

令和4年度北九州市内部統制評価報告書

北九州市長は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

北九州市長は、北九州市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、北九州市においては「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき、「北九州市内部統制基本方針」を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務の内部統制体制の整備及び運用を行っています。また、各行政委員会及び公営企業等における事務についても、市長部局と同様に内部統制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

北九州市においては、令和4会計年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務の内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該不備にかかる財務に関する事務の内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断いたしました。

なお、当該重大な不備を除く財務に関する事務の内部統制は、評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

4 重大な不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備については、交通局において、貸切バス事業等に係る売上金の取扱いに関する管理体制が十分でなかったことにより、入金準備業務に従事していた元会計年度任用職員による売上金の着服や不明金が発生したものであり、決算資料の整理を行う過程で把握されました。その後、当該元会計年度任用職員は逮捕、起訴され、執行猶予付きの判決が確定しています。また、着服金を含めた不明金の返還手続きを行っているものの、市政に対する信用の低下を招き、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものと考えています。

こうした不備の再発を防ぐため、交通局において、現金の取扱いを一部廃止するとともに、決算作業や未処理案件の確認方法の見直し、綱紀粛正研修等を実施しました。引き続き、適切な体制の整備及び運用に取り組み、再発防止に努めてまいります。

令和5年6月28日 北九州市長 武内 和久

令和4年度

北九州市内部統制評価報告書
審 査 意 見 書

北九州市監査委員

北九行監一第95号
令和5年8月21日

北九州市長 武内和久様

北九州市監査委員	中西満信
同	廣瀬隆明
同	村上幸一
同	奥村直樹

令和4年度北九州市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、別紙のとおり意見を提出する。

この審査は、監査委員 小林一彦（令和5年6月30日辞任）、同 中西満信（令和5年7月1日就任）、同 廣瀬隆明、同 村上幸一、同 奥村直樹により行った。

令和4年度北九州市内部統制評価報告書の審査意見

第1 審査の対象

「令和4年度北九州市内部統制評価報告書」

第2 審査の期間

令和5年5月15日から同年8月2日まで

第3 審査の着眼点

監査委員による令和4年度北九州市内部統制評価報告書の審査は、北九州市長が作成した内部統制評価報告書について、北九州市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査した。

第4 審査の実施内容

令和4年度北九州市内部統制評価報告書について、北九州市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に沿って、内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料を確認し、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、「北九州市監査基準」に準拠して審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第5 審査の結果

令和4年度北九州市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

第6 審査の結果を踏まえた意見

- (1) 運用上の重大な不備となった事案は、特定の元会計年度任用職員一人に長期間にわたり現金の管理を任せていた結果、売上金の着服や多額の不明金が発生したものである。今後、同様の不正行為が発生しないよう内部統制の充実・強化を図り、市民の信用を著しく失墜させる事案が発生することがないように努められたい。

(2) 内部統制制度の運用に伴い検出されたリスク総数は、年々増加を続け、令和4年度は15,083リスクとなっている。内部統制制度の運用に伴う各部局の資料作成等の負担が増大することにより、制度に取り組むこと自体が目的となり形骸化する恐れがある。

今後は、リスク評価シートや不備報告書等の資料作成の簡略化並びに、デジタル技術を活用した資料作成の効率化及びチェック体制の強化など、内部統制の効率化と強化につながるような運用について検討されたい。